

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成25年10月16日(水) 午後2時～午後3時55分

2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

3 主催者

福岡地方裁判所小倉支部

4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所小倉支部裁判官 大 泉 一 夫 (第2刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁小倉支部検察官 長 田 守 弘

福岡県弁護士会北九州部会所属弁護士 祖父江 弘 美

福岡地方裁判所小倉支部裁判官 平 島 正 道 (第1刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：きょうはお忙しい中、また少し台風の影響もあったんですけども、裁判所にお越しいただきましてありがとうございます。小倉支部でもたくさんの方の裁判員裁判をやってきたわけですけども、皆様が裁判員を経験されたことは非常に貴重なことでもありますし、参加した上での感想や印象について、大変貴重な御意見をいただけたらと思っています。これを、国民一般の皆様に提供することによって、今後、裁判員裁判に参加していただく方の不安感であるとか、負担感を少しでも解消できればというふうに思っておりますので、ぜひ皆様、遠慮なくお話しいただければと思っております。構成といたしましては、これから大体1時間半ぐらいをめどに皆様から御意見を伺いまして、休憩をとった後に、報道関係者の方からの質疑・応答も予定させていただいております。最初の意見交換会の内容としましては、3点ありまして、1つは裁判員裁判に参加した全般的な感想や印象といった点。2つは、裁判のいろんな手続き、選任手続き、法廷での審理、裁判官との評議、そして最後の判決宣告という、いろいろな手続き、それぞれについての個別の感想や意見を伺いたいと思っております。それから、最後に、今後、裁判員を務めていただく方への思いとか、メッセージを伺いたいと思います。では、まず、裁判員裁判に参加した感想とか印象といった点について、お話を伺いたいと思っておりますけれども、例えば、裁判員裁判を体験して、刑事裁判について見方が変わったとか、あるいは検察官や弁護人や裁判所についてどう思ったかとか、何でも結構

ですから自分の一番印象に残ったことをお話していただきたいと思います。1番の方からお願いしていいですか。

経験者1：そうですね、まず裁判員裁判ということで選ばれて、一番最初は、私は好奇心ですね、これしかありませんでした。それで、事件の内容を聞きまして、強制わいせつ罪ということで、結構そんなに事件の内容としてはきついものではなかったというか、これを経験して、その後、事例なんかを見ると、殺人なんかいろいろ重たい事件がありますが、私は初めの入口としてはやりやすかったかなというふうなことを感じました。それと、手続きというか、裁判の運び方というのは、やはりほんときちんとしてさすがだなというものを感じました。

経験者2：まず裁判員の話がきたときに、日程的に負担だなというのがまず一番最初にありました。私の場合は仕事をしてないんですが、仕事をしている人にとっては1週間近くの予定だとかなり苦しいかなと、それから休めない人が多分いるだろうなと思いました。周りに聞いたことがなかったので全くイメージもありませんでした。裁判員制度ということにかかわった人がいなかったの。裁判所に初めて来てみて、たくさんの裁判を裁いていくのは大変な仕事だなと思いました。それから自分が言っていることの責任がどの程度の大きさのものなのかというのを実感がなかなか持てないので、無責任なことを言ったつもりはないんですが、私たちのような初めての経験の者がどの程度責任を持ってしゃべれるのかなという不安もありました。自分が言ったことがもし結果につながって、それが裁判の後に何かひびくようなことがあると嫌だな、逆に言うと、それでうまくいったらいいのになという両面のことを思いました。

経験者3：裁判員裁判の裁判員をさせていただいて、最初思ったのは、やはり仕事がありますので、それが休めるかなというのが一番不安でありました。職場の理解もあって、裁判員となることができましたが、その後起こっ

てきた不安というのは、やはり法廷で、被告人の方とか、それから傍聴席で見られている被告人の家族の方だと思いますけれども、私が担当した被告人の方はですね、私が住んでいる、比較的近くに住んでいたのので、全く面識はありませんでしたが、何か後で被害がないかなとそういう不安は若干ありました。それと、良かったことは、私は学校の教員をしておりますけれども、社会科の授業を以前ちょっとしておりますので、その中で裁判のことについて扱うところがありますけれども、そういうところで、新しくつくられた制度のことを生徒に話すことができるということで非常に明確になったと思います。

経験者4：やはり、まさか選ばれると思っていなかったというのが選ばれたときには、一番初めに思ったことなんですけれども、初めて裁判所というところに来ることになりまして、法廷に入ったときの緊張感は、ほんとに今でも忘れることができません。他のテレビとかであっている裁判員の事件に比べると、私が担当した事件は重いか軽いかと言われると、人が亡くなったりとかはしていなかったのが軽い方だったとは思いますが、私が1人で判決出すわけではないんですが、私が審議に参加をすることで、この方の受ける判決が、どれだけその方の今後の人生というか、今後に影響するのかなと毎日真剣に考えました。終わった後も、控訴があったかどうかはすごく心配というか、興味があるというか、やはり今後どうだったのかなというのがあったので、すごく毎日、新聞を見て、その後、控訴があったかとか、そういうことがなかったかなというのはしばらく気にも留めてました。実際、私の周りにも参加されている方が一人もいらっしゃらなかったのので、会社の方とか友人とかもそうですけれども、参加してどうだったのかという感想は非常に聞かれる機会が多くて、一言で言うと参加してほんとによかったなと思いますし、今後、そういう機会があった方にはぜひ積極的に参加していただきたいと思うん

ですけれども、それもやはり取り扱う事件の重さというか、内容によってほんとにそれぞれ受け止め方も違うんだろうなと思いました。やはり、私たちのような世代といいですか、テレビで見るくらいしか法廷の中身を実際に体験する方は非常に少ないんだなというふうに思うと、テレビで見ることと、どれだけ実際の法廷の空気が違うんだなということが、今回の裁判員をやらせていただいて、ほんとに深く思っております。

経験者5：私が率直に思ったのは、人を裁くというところで、一般人、私のような者が人を裁いて良いのかは、ちょっと最初に思ったんですけれども、はっきり言って、法廷はかなり緊張してどういう流れだったのかは覚えていないんですが、評議を皆さんでしたときに、自分は結構発言ができて、最後には納得できたんですけれども、その反面、発言できなかった人もいるのかなというのがちょっとあったので、その辺が少し心残りではあるんですが、全体的には経験できて良かったと思ってます。

司会者：5番の方は、4番の方と違って人が亡くなった事件だったんですけれども、そのあたりの負担感というか不安感はいかがでしたか。

経験者5：実際、亡くなられている事案だったんですけれども、そうですね、そこは余り引かからなかったというか、言い方は悪いかもしれませんが、殺人事件の中でも少し軽い方だったので、その辺はちょっと気分的には楽だったかなとは思っています。

司会者：ありがとうございます。6番の方お願いします。

経験者6：一言で言えば勉強になったというのがあるんですけど、何がというと、感覚じゃなくて、法律の中で人を裁くという、悪いことをしたから悪いやつだというんじゃなく、法律の中でやるというところ、一つ一つ経験できたので、そのあたりが勉強になったなと思いました。ちょっと大した話ではないんですけど、自分の子どもが法学部に行っているんですけど、自分が裁判員になったと、すごくうらやましがって、自慢してあげ

ましたけど、なかなかやりたいと思ってもなれるところじゃないことが経験できたのは良かったと思っています。

経験者7：今まで何か事件が起こったりしたら、被害者側のことばかり考えて日々過ごしておりましたが、今回、裁判員になったことで、被告人側のことを考えたのは初めての経験でした。1週間、赤の他人のこと、それも被告人のことをほんとに一生懸命考え、その人の今後のことまで真剣に考えたりすることは、こういった経験をしないとないことなので、ほんとに良い経験が、いろんな視点から物事を考えるということを学べたかなと思います。全く知らない裁判員の方々と意見交換を積極的にできたというのは、普段過ごす中で、全く知らない人と意見のやりとりをすることはまずないと思うので、それもほんとに良い経験になったと思います。

2 選任手続き，審理

司会者：次に、それぞれの手続きについて伺っていきたくと思いますけれども、皆さんの中には、1番の方は平成23年の7月ごろの事件で、他の方、2番の方と3番の方は平成24年の10月の事件で、あの方方は今年に入ってから2月から7月ぐらいまでの事件ということなんで、記憶の程度もいろいろあるとは思いますが、選任手続きと審理とあわせて御意見伺うことにしましょうか。最初に裁判所に来て、裁判員に選ばれた選任手続きと、余り覚えていなければ審理のほうだけでも結構なんですけれども、後は審理は、法廷での起訴状朗読から始まり、双方の冒頭陳述があつて、一部の書類の証拠書類の朗読やモニターに映るいろんなものを見たり、被害者や目撃者あるいは共犯者の証人尋問があつて、被告人質問があつて、その後、例えば被告人の親族の情状証人の尋問なんかもあつて、最後に検察官と弁護士からそれぞれ意見を聞いてという流れだったと思うんですけれども、そのあたりで印象や感想に残った点あ

たりを述べていただきましょうか。

経験者1：手続き関係なんですけど、私も仕事上、プレゼンの仕方というのがバラエティに富んで、結構、情報がうまくというか、多くうまく見れるような機会があるんですけど、私が経験した裁判員裁判というのは、何か情報がうまく時代に合ったように、データ化されて、それを解析していくみたいなやり方がもうちょっとうまくというか、今の時代に合ったようなやり方のほうがわかりやすいかなと感じました。

司会者：確か、1番の方のときは、朗読が結構長かったんじゃないかと思うんですけど。

経験者1：そうなんです、だから、やっぱり、今、結構ディスプレイなんかがありまして、その辺がちゃんと皆さんにわかるように見れば、まだ的確な判断ができるんじゃないかなと思います。

司会者：2番の方いかがでしょうか。

経験者2：最初に、最高裁から立派なDVDとか送られてきたんですけど、主婦感覚で言うと「ああ、もったいない」と思いました。お金がかかるだろうなと。だから、裁判員制度にかかるお金をできるだけ軽減して回数をたくさんするような方法のほうが、経験者が増えるに従って裁判に対する理解が増えるんじゃないかなと思います。もう1つ、私の場合には、事件が悲惨な場面を見ることはなかったんですけども、夫は血を見るのが怖いタイプの人なので、そんなのいっぱい見たら自分は眠れんごとなると言っていて、私は血を見るのが平気なタイプなので、私で良かったというのが家族の意見なんですよね。だから、拒否ができるのかなと、どうしても心情的に無理とかいうことがですね、曖昧な心情的に無理というのを許可したらきりが無いとは思いますが、そこら辺が、この前から問題になっていますけど、あといろいろトラウマが残ったとかいうことがあるのでですね、それを防ぐ手立てなんていうのは、実際ないとは思いますが

ですが、引きずる方が出てきたら気の毒だなと思いました。

司会者：最高裁から送ってきたパンフレットなんですけど、例えば、DVDとか、説明の部分とか、どの辺がいらなかったですか。

経験者2：単純に言うと高そうだなと思いました。これはお金がかかっているだろうなど。

司会者：内容は、手にとって見たりはされたんですか。

経験者2：見たんですけど、何回も読み込むようなことでもなかったからですね。全員の方に配られているわけですよ。多分、裁判員になったら読もうと思った人が多かったんじゃないかと思うんです。実は、自分も裁判員になっちゃったから、ああっと思ってじっくり見たんであって、最初はさらさらと見て、一応とっておいてしまっておくということになったので、高いたろうなど、ここで使っている紙を見ながらですね。

司会者：ありがとうございます。先ほど、血を見るとかということあたり、最近では選任手続きとかでも少しちょっと工夫をしているんですけどね。

裁判官：裁判員のまさに精神的負担という問題として、審理の場面において、死体だとか、そういう気持ちの悪いものを見ることをできるだけ防ぐ方法はないかということで、裁判所全体でいろいろ検討しています。それから、まさに先ほど言われた、質問手続きの際に、そういうのを見ても平気かどうかを探ってみるというようなことも検討はしてます。6番の方は、若干血のある写真を御覧になってどうでしたか。

経験者6：見ました。もうしつこいぐらいに検察官が出す前に、出しますよ、出しますよと言って、ちゃんと準備してくださいって感じでやっていましたし、あとは現場の写真は白黒でしたから、赤じゃないので、そういうことがあったんだということはわかるイメージで、怖いという感覚まではこないような工夫はしていただいて。

裁判官：そういうふうに写真も加工をして工夫をするようにしていますし、必

要のない、グロテスクなものではできるだけ証拠にしないという方法で考えております。

司会者：出そうなときは、質問手続きの中で、今回の事件ではそういうのはあるという話をした上で、不安がある方は言ってくださいということで、無理にということではないと思います。3番の方お願いします。

経験者3：先ほど2番の方も言われてましたけど、最高裁判所から送られてきたものを見て、何か悪いことをしたんかなと。それが最初に思ったことです。家内に「何かしたんか」と言われたので、考えましたが、覚えがないので、もうちょっと何か目立つように何か書いていただいたら良いかなと。そして、私が悪いんですが、忘れていて、先ほど2番さんも言われましたけど、高そうなんですけれども、そのあと忘れていてDVDも見ていません。ですから、もうちょっと何か工夫ができることがあれば。それでも、裁判員として何とかさせていただいたので、見なくても大丈夫なのかなと思わないことはないです。裁判の過程についてはそういうことです。もう1つ。選任の手続きで、ここの1階に集合して手続きというか、いろいろお話を聞いてもらったり、それから抽選とかがあったと思いますけど、もうちょっと手際よくできないかなと、時間がやっぱり限られている人もいますので、もうちょっと早くできる方法はないだろうかと、当日思いました。それから、裁判の流れについては、いろいろ日ごろ、私は適当にしていることが多いので、裁判所はきちつきちつとしているので、こういう流れをきちんとやっていかないと裁判所も崩れてくるんだらうなという感想がありまして、裁判所の方も大変だなと思いました。それから、私のときは、あちらの裁判官の方が担当して下さったんですけれども、もし、他の裁判官だったらどういうふうな結果になっていたんだらうかと、時々思うこともあります。

司会者：どういふことですか。

経験者3：もしかしたら、違う判決が出たのかなと思ったりもしているんですけど。法律に従ってと言われていたので、それはないと思うんですけど、やっぱり人間なので違いが出てきたりするのかなと。

司会者：そうですか。4番の方、お願いします。

経験者4：私は先ほど2番さんが言われたように、証拠というか、犯行現場というか、私たちの事件のときは、防犯カメラの映像が犯行現場の証拠として見る機会があったんですけども、日ごろ私がそういうふうに犯行の証拠を見る機会は、テレビだったりとか漫画とかになるんですけども、推理小説とかが好きでそういうことを見る機会が多かったんですけども、実際、やはりそういう映像を見たときに、ものすごく変な汗をかいたとか、私たちの事件は人が殺されたりとかという現場が映っていたわけではなかったので、そういう血が見えるようなこともほんとになかったんですけども。私の場合は一部始終、コンビニに入ってくるころから犯人が取り押さえられるところまで映像に映っていたんですけども、やはり、犯行現場をテレビなどの事件をよく見るような、追っかけているような、そういう映像を見るのとはほんとに違って、あの裁判所のあの法廷の中でその映像を見たときに、ものすごく怖いというか、すごく心にぐさっとくるような感覚になったことを、私は今でも覚えているんです。それが私の場合はトラウマになるとかそういうことではなくて、ほんとにぐさっときたという、何かそういう映像を実際見るのはほんとにつらいというか、心にずっしりとくることなんだなというのをすごくそのときに思いました。なので、何かほんとに選ばれたときに、そういう映像があるとか、そういう写真があるとかというのはある程度覚悟はしていたんですけども、それでも、法廷の場で初めて見ると、やはり表情にも何か多分出ていると思いますし、あつとなる感覚というのはすごくあったので、私の場合は法廷で、前に被告人がいる中で見てい

るときは、余りそういう表情を出してはいけないんじゃないかとか、そういうところを被告人に察知されると何かまずいことがあるのかなとか、何かもうちょっと平然としていないといけないんじゃないかとか、いろんなことを考えながら見てしまったので、その映像を法廷の場で初めて見るんじゃないかって、事前に少しでもこういう感じのこういうものが証拠としてあがっているから、というところが、何かほんとに法廷に入る前に見ることができるのであれば、実際法廷に入ったときの心の持ちようというものとか、準備というか、そういう部分が何か違ったのかなと思ったりしました。その部分がすごく印象に残ってます。実際に凶器を見たときであるとか、何か事前に、法廷に入る前に少しでも参考の写真なりで見ることができれば、もうちょっと法廷でもそういう心の持ち方が、事前準備というか、ある程度覚悟を持ってしっかり見れたのかなというところはあります。

司会者：4番の方が参加された事件というのはコンビニ強盗の事件で、たまたまコンビニエンスストアの中に設置された何台かの防犯ビデオによって犯行が全て切れ目なく録画されていたということで、一番直接的な証拠だということで採用して調べたんですけども、もう少し証拠調べのやり方については工夫しても良かったかなと、反省しました。どうもありがとうございます。

経験者5：手続きに関しては、候補の方どれぐらいいらっしゃったんですか、30人ぐらいですかね。

司会者：ちょっと多めだったかもしれませんね。三十何人、もうちょっと多かったかもしれません。

経験者5：その中でまさか選ばれるとは思っていなかったもので、かなり余裕でいたんですけども、自分が選ばれて、そのときに初めて封筒の中身をあけたというか、それまでは全然あけてもなかったもので、その辺の身構えが

甘かったといえば甘かったんですけども、多分皆さんそういう感じだったとは思っているので、そこはそういうふう感じたんですけども。あと、裁判の中では、ほんとに初めてのことだったので、ほとんど緊張して覚えてない、評議の最初のほうも緊張して何を言って良いかもわからなかったような状態だったんですけども、自分の裁判の中では、付箋とかも使って、発言できない人が書けば言えるだろうというような便宜をしていただいて、そういうやり方をしてもらったのですごくやりやすかったというか、有意義になったんじゃないかなというのはあったんで、その辺はすごく良かった。あと、検察官の方とかも、かなりヒートアップして、業界用語じゃないですけども、専門用語が出てきたときに、（裁判長から）それじゃわからないのもう少しわかりやすく言ってくださいとかいう指摘が、かなり素人目から見るとわかりやすかったし、実際、被告人になることはないとは思うんですけども、被告人になったときにも、そういうふうわかりやすく言ってもらったほうが良いのかなというところはものすごく感じたので、全体的に自分としてはすごく良い経験させてもらいましたし、進行とかも私たちのことを考えてよくしてくれているなというのは一番に思ったので、そこは感謝してます。

司会者：正当防衛が問題になって、被告人質問が厳しい内容になってしまったというのがあり、検察官の質問が。思い出しましたか。

検察官：なかなか被告人と検察官が、検察官がちょっと強めに言っちゃった場面がありましたよね。被告人がはぐらかすようなことを言うものですから、ますますヒートアップしてしまったという場面があったんで、それはこちらも反省するところは反省して、きっちりやりたいと思います。

司会者：きょう参加されている弁護士さんではなく、違う弁護士さんなんですけど、弁護士さんもいろいろ細かいことを言われて、結構難しかったですよね。ありがとうございました。6番の方お願いします。

経験者6：私は手紙をもらって、ここにまた再度、もう1回ここに来るようにという手紙をもらって来たときに、皆さん言ってますけど、選ばれて進んでいくという中で、もう二度と先ほどの部屋には戻れませんよとか、一方通行でずっと行く中で、なかなか自分のことのようにとらえられないというか、人ごとのように感じていたというところがあったんですけども、3日目ぐらいから、ようやく実感としていったかなというところがありました。あと、裁判の中で、証人の方がさっき数えたら7人ぐらいおられて、解剖の先生もお2人来てそれぞれの所見を述べられるようなことがあって、そんなところが、一つのものの見方、いろんな見方から見ていくんだなということは、ずっと見ていけてなかなか勉強になったというのはありました。

司会者：6番の方の事件は、被告人質問も入れて8人だったと。たくさんの人を調べた関係だったんですけど、混乱したりはしなかったですか。

経験者6：登場人物も多くて、登場人物がまた中でいろんな関係性があるんですね。

司会者：被告人が奥さんを刺したという事件だったと思うんですけど、結構関係した人たくさんいたんですか。

裁判官：そうですね、事件の直前に被告人に会った人あるいは被害者に会った人、その後で会った人とか、その周りの状況を知っていると。とにかく直接犯行自体を見ている人がいないので、そういう前後の状況をしゃべれる人はしゃべってもらって、かつ解剖の専門家2人お願いしました。

司会者：殺人なのか、それとも被害者から囑託というか、殺してくれと言われて刺したのかということが争点になったので、直接目撃している人はいないという関係で、前後の被告人あるいは被害者の言動について知る人をできるだけたくさん取り調べたということですかね。

経験者6：まさに亡くなっている方は語りようがないので、ほんとに「死人に口無し」というのはまさにこういうところで、ほかがいろいろ言っているこ

とで事実は何かというところをずっと考えていくというのがですね、なかなか難しかったし、後悔のないように、形にしなければいけないなというか、途中から思い始めたところがあります。

司会者：たくさん証人を調べる中で、だれがどういうことを言ったかというのは確認しながらという感じだったですか。

経験者6：そうですね、自分なりにメモとって、途中で何が何だか全然わからなくなったときもあったんですけど、その後はまた、公判が終わった後に、ちょっと情報整理の時間があったときにみんなで議論して確認し合ったりとかしました。

司会者：なるほど。ありがとうございます。7番の方いかがですか。

経験者7：選任の手続きについてなんですけど、裁判の前の週の金曜日に呼ばれて、そこで自分のときは二十何人かいらっしやっと思ったんですけど、その中から選ばれて、私自身は、ちょうど7月の裁判だったんですけど、仕事上お盆休みがないので、代わりに1週間休めるという期間があるので、そういうのもあって、次の週いきなり1週間休むということができたんですが、普通の働いている方とかは金曜日に裁判員になることが決まって、次の1週間休むというのは、引き継ぎとかもあるでしょうし、大丈夫なのかなという感想がありました。裁判の中での意見は、比較的すごくゆっくり物事を説明していただいたり、もっとばたばた気ぜわしいのかと思ってたんですけど、ゆっくりでわかりやすかったです。これは、どんな方が選ばれても理解しやすいようになっているんじゃないかなと思いました。もっと、裁判長がいろいろ誘導されるのかと思ったら、結構黙ってみんなの意見を聞いてくださって、裁判官の方と同じように私たちを扱ってくださったのが意外でした。もっと誘導されて導かれるのかと思ったんですけど、自分の意見とか他の裁判員の方の意見が反映された判決になったと思います。

司会者：ありがとうございます。今、選任手続きの話が少し出てきたので、7番の方がおっしゃったように、以前は午前中に選任手続きをやって、午後すぐ法廷に入るといようなやり方が多かったんですけども、いきなり選ばれて法廷に出るのは心の準備ができないといような意見もあったので、選任手続きと別の日から法廷の審理を始めるというのが最近が増えてきているんですけど、きょうは、ほとんどの方が、選ばれた日と法廷が始まった日が別の日になっていて、間に1日あいてたりとか、土日が挟まったりとか、そういう形でやっていたと思うんですが、7番の方としては、むしろすぐ始めてもよかったかなという感じだったんですか、どんな感じだったですか。

経験者7：何かもうちょっと。

司会者：もうちょっと空けたほうが良い、ウイークデーを入れたほうが良いという感じですかね。土日じゃなくて、いう感じですかね。

経験者7：1週間休むって、仕事している人にとってはものすごく特別なことだと思うので。

司会者：そうですね。先ほど2番の方からもおっしゃったように、1週間休むって大変なことなので、そこは選任するときは少し考えたいと思います。では、審理の話もあるんですけども、ちょっと話も出てきたので、評議の話に移ってもいいですかね。今のところで何か質問とかありますか。審理の中で。例えばですね、供述調書の朗読というのがあったと思うんですけども、2番さんとか4番さんとか6番さんとか7番さんとかは、せいぜい30分ぐらいしかいろいろ書類の説明がなかったんで、供述調書の朗読というのはほとんどなかったかと思うんですが、確か、1番の方は、とにかく供述調書の朗読は多分長くて、読んでもらってですね、中身というのは頭に残りましたか。

経験者1：先ほども言いましたけれども、やっぱりまだ表現の仕方というのがある

と思うんですよね。読んで聞くだけではちょっとわかりにくかったかなというのがありました。

司会者：6番の方のときにお話もあったんですけど、違う話なんですけど、お医者さんというか解剖医の方に来ていただいて、一種の鑑定みたいな専門家の話だったと思うんですけど、専門家の証言というのは理解はしやすかったですかね。

経験者6：お2人で、1人の先生は、慣れておられるらしく、すごくゆっくりとですね、ワンセンテンス、ワンセンテンス説明されているのはわかりやすかったです。もう1人の方はせっかちな方で、専門用語を織り交ぜながらも一気に説明されるから、途中、何を指しているのかよくわからないなというのがちょっと。

司会者：用語が難しかったですか。

経験者6：意味合いですね。それが「何とか検出された」とかいうことが何を指しているかとか、そこに何がつながっていくのかまではこちらはよくわからないところがありました。

司会者：5番の方のときも確かお医者さんがいらっしやいましたね。

経験者5：そうですね、わかりやすかったです。

司会者：言葉もわかりやすく言いかえている形なんですかね。それと、皆様の中で、質問を直接証人や被告人にされた方っておられますかね。お2人だけ。他の方でも結構なんですけど、直接質問するというのは、やっぱりだいぶ勇気がいるというか、躊躇するというか、そういうところはなかったですか。された方から伺いますけど。

経験者6：あのときは何か割と全員というか、聞きましょうみたいな雰囲気があって、なので、さっきみたいに、複雑な中身があつてですね、さっきのこととこれがどうつながるかわからないので、ほんとに聞きたいという感覚があつたので、自然にみんな聞いていったような感覚でした。

司会者：6番さんだけじゃなくて、他の裁判員の方も質問されたり。

経験者6：何人か。

司会者：7番さんはいかがでしたか。

経験者7：私の場合は、被告人が自分より年下だったし、何か割と話してくれそうな方だったので、質問はしやすかったです。逆に質問して聞いてみないと、その方の今後のことを決める話し合いをしないといけないので、自然に聞きたいことというのが出てきました。

司会者：ありがとうございます。他の方で、いやほんとは聞きたかったけど、法廷の雰囲気があったりとか、慣れてないしというのがあって質問しなかったりとか、そういうところはなかったですか。4番さんは、結構法廷の雰囲気が緊張するみたいだったと言われたりしてたんですけど。

経験者4：割と、評議に入ったときに、そういうことを言ってたなとか、皆さんの話を聞いていて、さっきそういうことを言われていたなというようなことが、自分が聞き取れてないことだったりとか、そういうふうにとらえてないことというのが出てきたことがあったので、何か聞くことも、言っていたかもしれないとか、さっきそういうものが意味合いとして含まれていたのかもしれないとかいうのをちょっと考えると、これは二度手間、三度手間というか、重複することになるのかもしれないと思うとちょっと聞きにくかったりとか、あとは、やはり、実際、初めのほうとかは被告人を見ることも何かはばかれるような感覚がすごくあったので、なかなかちょっと聞きたいことが聞きづらいというのはありました。

司会者：5番さんも、最初はもう余り記憶に残らないと、緊張したところもあったので、質問するよりも聞くだけで精一杯の感じだったんですかね。

経験者5：そうですね、質問のときは最後、判決の前の日ですので、慣れてきたというのもあったんですけど、やっぱり緊張して多分声が出ないだろうな

と思ったので、裁判官にお願いしました。

司会者：隣の裁判官に頼んで質問してもらったんですかね。

経験者5：ただ、被告人がちょっとだらしのない方だったので、何か感情が入りそうな気がしたんで、ちょっと控えたというところもあったんですけど。

司会者：なるほど。それから、例えばですね、専門用語がどうしても刑事裁判に出てくるんですけれども、実際、参加していて、これちょっと理解しにくい言葉だったなど印象に残っていることとかありますか。例えば、1番の方とかは、争いはない事件だったんですけど、自首が成立するかどうかということがあったんですけども、どういう場合が自首で、どういう場合が自首が成立しないとか、そういうのは。

経験者1：丁寧に御説明してもらいましたので、そのときは理解しているんですけども。そういったことかなという感じで、自首とかそれが刑を少し軽くするとかいうところが、教えてもらいましたので、それをみんなで協議して決めたという流れは覚えています。

司会者：他の方がいかがですか。今回は責任能力が問題になった事件は特になかったのですが、殺意が問題になった事件もなかったようですけど、5番の方は、いわゆる正当防衛なのか、過剰防衛なのかがちょっと争点になったりもしたんですが、検察官も過剰防衛になることは争ってなくて、結局、それ以上に正当防衛として認められるかどうかというところだったんですけれども、そのあたりは判断する上で、難しいなとか、どういう印象だったですか。

経験者5：裁判に入る前に、裁判長の方から推理とかするんじゃなくて、検察官の言われていることが正しいのかを判断していくということだったので、その検察官のお話を聞いて、正しいか正しくないかを判断していくという上では、そんなに難しくはなかったと思うんですけど、やっぱり感情が少し入ってくると思うので、そのへんでほんとに入れて良いのか、悪

いのか、でも皆さんと話していると、皆さんも結構同じ意見だったりするので、感情を入れても良いのかなとか、難しくはなかったですけど、そういうのはちょっとありましたね。

司会者：なるほど。被告人の話がどの程度信用できるかというときに、受ける印象、受ける印象とか感情というのがどうかとあると思うんですけど、そのあたりはどう影響するのかとか、そのあたりですかね。それから、6番の方は、先ほども言いましたように、いわゆる嘱託殺人というか、そういう聞き慣れない言葉が確か裁判の中で出てきたと思うんですけど、そのあたりの理解はすっと入ってきましたか。

経験者6：難しかったです。確か被告人の方がいきなり自分から「嘱託でした」と言われて、何かなというのもあったし、あと、嘱託があったか、もしくは嘱託があったと勘違いしたとかいう、両方があるかないかみたいなどころでした、その意味合いを理解するのにちょっと時間がかかったというか、感覚的にとらえそうになるところをきちんと評価しなければいけないというところがですね、最後まで難しいところだなと思うんですけど。

司会者：どういう場合が嘱託が認められて、どういう場合が嘱託が認められないということ、検察官は主張したと思うんですけど、そのあたりの検察官の主張はわかりやすかったですか。

経験者6：ちょっと覚えてないですね。

司会者：最終的には裁判官に説明してもらったのでちょっと理解ができたかなという感じだったんでしょうか。

経験者6：公判が終わって、評議室に戻って、みんなで議論しているときとかに、ちょっと理解をし直す感覚が。

司会者：なるほど。裁判の中でいろいろ、冒頭陳述であるとか、論告であるとか、弁論であるとか、配られた資料が、あるいは他の資料でもいいです

けど、どの程度配られた資料が役に立ったとか、あるいは余り頼らなかつたとか、そのあたりはいかがでしょうか。余り何を配られたかよく覚えてないという感じですかね。

経験者3：書いてあることが、文章が難しいことですね。

司会者：検察官も弁護人も。難しいというのは、どのあたりと言ったら、法律用語ばかり出てくるからですか。

経験者3：普通にこういう言葉で文章書くのかなという。専門用語じゃないですけど、決まった書き方とか何かある。

司会者：もともと起訴状もそうだったりしますけどね。これは去年の意見交換会でも出てきましたけど。何かこの辺で検察官か、追加して、皆さんに聞きたいことないですか。

検察官：調書の朗読を聞くとき、証人尋問を聞くときに、この人からはこの辺の証拠が出るから、ここを注意しようとかですね、そういう自分なりにお考えだと思うんですけども、その場合に、もっと検察官あるいは弁護人のほうから、ここの証言ではこの辺が問題ですから、ここを注意してくださいねとか、供述調書を朗読しているときもですね、ここが問題ですよと、そういうもっとこちらからの指摘があったほうが良かったのか、それともなくても大丈夫なんですよという状況なのか、あるいはその辺は裁判官から、あらかじめ指摘を受けているので大丈夫だったんですよと、その辺の意見があれば教えていただきたいんですが。

司会者：記憶のある方で、どなたか。

経験者1：やっぱりそれはあったほうが良いですね。あらかじめアナウンスしてもらったほうが。

司会者：2番の方。

経験者2：今、言われた内容がちょっと全部理解できなかつたんですが。

検察官：もう1回説明します。供述調書を朗読するときですね、あらかじめ

ここがポイントですから、そういうつもりで聞いてくださいというアナウンスがあったほうがわかりやすかったか、それともそのようなことがなくてもですね、十分わかったか、その辺について意見があれば教えてください。

経験者2：まず「供述調書を朗読する」という言葉自体が、私たちの生活の中でない言葉なんですよ。その「供述調書を朗読する」のは、だれがするのかとか、今言われた言葉の最初の1語目で引っかかっちゃうんですよ。それで、最初の言葉で頭がぐるぐるしているうちに全部聞き取れなくなっちゃったということなんですよ。

検 察 官：証人尋問のときも、この証人はこの辺のことを話しますので、この辺に注意して聞いてくださいねと言ったほうが良いですかね。

経験者2：それは一概にはちょっとわからないんですが、検察官の方が言われて、それに沿って、こっちがそれを聞こう聞こうとするとですね、何か多少誘導的な部分が出てくるかなという気もしないではないんですが。どちらが良いか悪いかというのは、一度の経験しかしてないからですね、私はちょっとよくわからないなとは思いますが。ただ、なかなか聞き取るのも大変というのがあります。

検 察 官：そうすると、聞いておいてですね、後で評議になって、あのときあれが問題だったんだということはたびたびあったということですかね。

経験者2：我々のときはそんなには。

司 会 者：書類の朗読は、あまりこの人たちのときにはなかったんです。

経験者2：わかりやすかったです。図で説明されたりですね、いろいろOHPだったか何だかで図示されたので、事件そのものも、時間と場所をおっていく形だったから、事件そのものを理解するというのはそんなに難しくはなかったです。

司 会 者：検察官と弁護人の方がいらっしゃるので、ちょっと答えにくいかもしれ

れませんけれども、どちらがより理解しやすかったという感じでしたか。法廷で、検察官も弁護人もそれぞれ主張はしてましたけど、同じぐらいだったとか、どちらかが理解しやすかったとか、また、その理由はどの辺にあったかというところあたりはいかがでしょうか。

経験者4：私が経験した事件に関していうと、弁護士の方の御説明も検察官の方の御説明も法律用語もすごくかみ砕いてうまく説明をしてくださったので、すごくわかりやすかったです。後ろに括られた事件の概要とか時系列にどういうことがあったのかというのを記載してあった、それに関してもとてもわかりやすかったと記憶しています。

司会者：2番さんと3番さんのときも、さっき2番さんがわかりやすかったと言われたんですけども、検察官も弁護人も両方わかりやすかったという印象ですか。

経験者3：そうですね。検察官の方も弁護士の方も、わりあい言葉、大半理解できたと思います。今の私たちが担当した事件は、余り複雑な事件ではなかったですけども、ああいう形でいいんじゃないかなと思います。

司会者：何かそのあたりで、他の方で、大体皆さんどちらも同じぐらいだったと、わかりやすかったということによろしいですか。

経験者6：自分のときは、弁護士の方のほうがちょっとわかりづらい感じがあります。一番最初に説明していただいた内容とかが、どこにつながっていくのか、今ひとつつながってなくてですね、囑託であったというところと、次々出してくる証人の方とか、どっちかといったら、逆の作用をしてしまったんじゃないみたいのところもあったり、今ひとつよくわからないのが感じられました。

司会者：私が裁判長をやった事件の場合は、刑事裁判で皆さんが判断するのは、真相を解明するというのではなくて、基本的には検察官が主張することが証拠で裏づけられているかどうかを判断していくということであって、

それ以上に自分たちで独自に真相を解明することではないと説明している
るので、余りなかったとは思いますが、検察官や弁護人がいろ
いろやっていること以外にですね、疑問に思ったりして、ちょっと引っ
かかったりとかいうことで何か、ひとつは今後被告人はどうなるのかな
ということはひとつあるかもしれませんが、そういったたぐいの
ことで、法廷では明らかにならなかったけれども気になった、残ってし
まったみたいなことはなかったですか。個人的な感想でも結構ですけど。

経験者7：私は法廷の中のことになるんですけど、私の事件は強盗致傷だったんで
すが、どういうふうにもそのものを奪ったのかというところで、警察の方
が実験をしてくださったのは良いんですけど、人間が身につけているも
のをどうやって奪えたのかというのが、裁判員みんな疑問に思っていた
のに、被害者に見立てた人形がふわふわの軽い人形ぽかったりとか、全
然実験になってなくて参考に全くならなかったのがちょっと思いが残り
ました。

司会者：通りすがりの女性から下着を強奪したという、変わった強盗致傷だっ
たんですけども、下着を取る、どういうふうにとったのかというのを
警察官が実験したということで、警察の人に証人に来てもらって、実験
した写真とかを見せてもらったんですけど、7番さんがおっしゃったみ
たいな感じで、余り参考にならなかったということだったんですよ。

3 評議

司会者：評議の話も少しさっき出てたんですけども、先ほど、何人かの方か
ら結構ちゃんと意見が言えたみたいな話も出たんですが、自分の意見を
それなりにちゃんと言えたか、裁判官にちゃんと意見を尊重してもらえ
たかとか、あるいは皆さんの中には、実刑か執行猶予かでだいぶ悩んだ
事件もあったと思うんですけども、そのあたりで、どういった悩みが
ありましたかみたいなところで、お聞かせ願えたらと思います。どなた

からでも結構です。先ほど5番さんから出ましたように、私のところでは、最初になかなか発言がしにくい人もいたので、付箋を使ったりとかいうことで、まずは書いてもらって、書いたものをもとに議論していくというような形をやっていたんですけども、そのあたりの評議のやり方も含めて、いかがでしたか。

経験者6：割と自由に意見を言ってくださいという空気はつくっていただいたので、冒頭、最初に知らない者が集まってですね、すごく緊張している中で、趣味の話とかしながら空気変えてもらって行って順々に話せるように、何を話しても全て聞いてもらえる感じがあったので安心して発言はできるというのはありました。次第に意見も多くなってきて、法廷が終わってエレベーターに乗って移動するところから、みんなでしゃべりながらみたいな感じでやっていたので、言いやすかったかなと思っています。

司会者：ありがとうございます。他の方いかがですか。

経験者2：付箋にさせていただいたのは非常にわかりやすかったです。1人で発言すると、長い人とか短い人とか出てきて、何を言っているかわからなくなっちゃったりするんですけど、付箋でいっぱい貼ってもらうと、みんなの考えている一致点とかが見えてくる部分があったりするので、やはり目で見えるということはわかりやすくて理解しやすかったです。

司会者：2番さんとかは意見は言いやすいほうでしたか。その評議のときの印象。

経験者2：私、常に言いやすいほうなので。

経験者3：非常に言いやすかったと思います。

司会者：評議は、検察官や弁護人やそれから一般の方たちも、あそこはブラックボックスで秘密の場所なので、皆さん関心があるところなんですけれども。それから、評議の中で、いろいろな法律問題なんかもあるんですが、最終的にはいずれの方の事件も今回は有罪の事件で刑を決めている

んですけれども、やっぱり量刑を決めるというのは、非常に難しいんじゃないかと思うんですけど。特に、実刑にするのか、執行猶予にするのかというような、刑務所に入ってもらえるのか、きょう釈放されるのかでだいぶ違うんですけど、そのあたりの悩みとかですね、お話を聞かせていただけたらと思います。

経験者3：過去の判例を見せていただいたりしたんですけど、それを参考にする程度で、もう他には何も知識がないので、かなり難しかったとは思っています。

司会者：みんなで決めたわけですけども、振り返ってみて、何かどの辺を自分なりに重視したのかなというのが何かありますか。

経験者3：もう余り覚えてないんですけど、ほんとに知識がないので、どれが正しいとか、どれが正解とかいうのがないので、それで良いんじゃないかなと、最終的には思いましたけど。

司会者：他の方で何か、量刑について、参考資料とかも使ったりはしたんですけども、どんな感じだったですか、決めるときに。

経験者7：私の場合は、1つの裁判で済むんじゃないかというのが2つの裁判に分かれて判決を決めたので、そここのところは、1つの裁判で終わらせてあれば短くて済むんじゃないかなという実刑の年数、それを考えるのがやはり難しかったです。あと、強盗致傷プラス検察の方はわいせつも考えてあったみたいですけど、そここのところは裁判長さんが過去の判例の説明をしてくださって、考えることができたので、その点はすごくわかりやすかったです。

司会者：7番の方の事件は、被告人に、一連の事件だったんですけども、私たちが担当していた事件の別の事件が既に別の裁判所で有罪判決があって刑が決まっていたものですから、本来、一緒にやることもできた事件を別々にやっていた関係で、最終的にこっちの刑をどう決めるかというのが難しかったですね。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：手続きはこのあたりにしまして、今後も続いていく裁判員裁判で、裁判員になる方に、皆さんからメッセージをいただきたいと思います。

経験者1：やっぱり事件の重さがあると思うので、それに比例してですね、準備のほう、概略でも、やっぱり受ける側というのは、あっ、こういう事件だったらやってみたいというか、やれるかなという判断をすると思うんですね。そこで、概略というのは、やっぱりわかりやすくというか、受けるということになれば、やっぱり、受ける、受けないはそこで決まるわけじゃないですか。そこをなんかもうちょっと、例えば重たい事件になると、やっぱり、わあ、これはちょっとやり始めてやれるかなということも考えられると思うんですね。だから、ちょっと、事件の度合いによってそういうふうなことが必要になるのかなというか、そこは必要だと思います。

司会者：重い事件の場合には、早い段階で心の準備ができるような工夫があっても良いかなというお話でしょうか。

経験者1：私もやっぱりいろいろニュース等で、あっ、これも裁判員裁判だということを、わあ、これだったら僕はできたんかなとか思いますから、そういう前準備というのか、そこは必要じゃないかなとは思いますがけれども。

司会者：心の準備ということですね。

経験者1：僕なんか比較的今回は非常に軽い事件だったので、スムーズに完結することができましたけれども、やっぱり事件には質がありますので、その辺ちょっと考えていただいたほうが良いかなと思います。

司会者：あと、今後参加される方への。

経験者1：僕は絶対参加したほうが良いと思うんですけども、非常に勉強になりますし、これはやっぱり勉強になってプラスになると思います。

司会者：ありがとうございます。2番さんお願いいたします。

経験者2：裁判員になったときに、フラットな精神状態で事を見なければいけないとは思ったんですが、最終的に思ったのは、社会人として、子どものときに習った社会の仕組みというのを初めて裁判所というのを実感しました。税金も納めたし、選挙にも行ったんだけど、習った仕組みをやっと初めて感じて、社会人になったような気がします。だから、こんなことは自分の経験が良かったとかいうのは、もしかしたらいけないのかもしれないんですが、自分の経験としてはとてもよい経験をさせてもらったと思います。

司会者：ありがとうございます。3番さんお願いします。

経験者3：私も非常によい経験をさせていただいてですね、勉強にもなりましたし、これから社会の中で生きていく上でですね、非常に大切な仕組みを学びましたので、こういう制度がある限りですね、裁判員にぜひ積極的に参加してもらいたいと思います。

司会者：続けてお願いします。

経験者4：私も、今回、選ばれたら参加しようという心の内で参加をさせていただいたんですけども、実際、経験をしてみて、やはり、皆様が言われるように、私にとってはすごくいい経験だったとしか言えない。何がじゃ良かったのかと言われても、これが良かったというのは言葉に表すのは難しいんですけども、また機会があれば参加したいと思いますとしか言えないんですが、ただ、ほんとに先ほど7番の方が一番始まりに言われたみたいに、初めて会う方とほんとに赤の他人のことを真剣に考えて、あった事実に対して自分の意見というか、また人生に対してそういう判決を出すということが、この先あるかないかと言われたら、ほんとに確率的には少ないと思うので、そういうことを真剣に考えて話し合う機会が持てたということに関しても、すごく私の経験としては良かったということになったんじゃないかなとは感じています。

司会者：ありがとうございます。

経験者5：なったほうがいいというのが率直な意見なんですけれども、裁判員になって、周りからちやほやされてちょっと有名人みたいになるのかなと思って少し心配したんですけれども、全然そういうことはなくてですね、今までの生活と全く変わらないので、そういう心配をされている方は多分なっても大丈夫だと思うので、やってもらいたいと素直に思います。

司会者：ありがとうございます。

経験者6：なったほうが良いと思っています。なるためにはとかいろいろ考えたら、先ほど7番の方が言われたように、仕事の関係とか整理つけておかないといけないので、2カ月ぐらい前ですかね、今度来てくださいよと来たとき、2カ月後は準備してですね、調整して、ちなみに僕の場合は朝出勤して、裁判して、また夕方仕事してみたいなことを1週間やってみましたけど。何とかしたらできることなので、そういうことでもして、あと上司にちゃんと言ってですね、僕の失敗はちょっと上司に適当に言ってしまったので、別の上司が、僕が裁判に呼ばれている、大変だなとずっと言われていたんですが、最後の日に、実はそんな誤解を受けていたことがわかって、そんなこともあるので、ちゃんと上司に説明して、環境も整えて、ぜひ臨んでいただきたいと思います。

司会者：誤解が解けてよかったですね。7番の方お願いいたします。

経験者7：私も周りに裁判員になった方がいらっしやらなかったんで、1週間守秘義務の関係で監禁されるんじゃないかとか、全く無知だとそういうことを普通に考えると思うんですよ。裁判官の方とか裁判所の方は全然思わなくても、一般人はそういう心配があると思うので、1週間普通に生活ができますということを説明で、自分は、あたって裁判が人の生死にかかわることじゃなかったのと言えるのかもしれないんですが、やって良かったと思います。どういうところかというのは、先ほども申し上げ

ましたけど、知らない人に自分の意見を述べることによって、裁判員を経験した後、自分の生活、仕事の上で意見が人前で言えるようになったということは変わったことと、あといろんな見方をすることができるようになったという、自分の生活が大きくはないですけど良いふうにプラスに変わったと思うので、参加させてもらって良かったなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。特に何か検察官と弁護士さんのほうからありますか。一旦ここで休憩しましょうか。

(休憩)

第2 質疑応答

司会者：では再開いたします。報道関係者の方からの質問という時間にしたいと思いますが、どなたかありますか。どうぞ。

西日本新聞：きょうはどうもありがとうございます。質問は1点あります。最後7番さんが守秘義務について無知だったとおっしゃいましたけれども、守秘義務についてなんですけど、ここからここまでの話はいいです、だめですというのは、御自身の中でちゃんと理解できていたのか、あるいはわからなくて困ったという経験があったのか、その辺を、守秘義務について教えていただきたいなと思います。

司会者：守秘義務の内容は自分なりにはちゃんと線引きができていたかということですかね。そのあたりいかがですか。

経験者7：裁判員に選ばれたこと自体、だれにも言うてはいけないと思ってましたけど、裁判員が終わった後でも、裁判員している最中も裁判官の方から細かく説明もしてもらいましたし、自分がこれはどうなんですかという質問に対しても、毎回きっちり答えていただいたりして、大体ここは言ったらいけないんだなというのはすごくわかりやすく教えていただきました。

した。裁判が終わった後は、裁判員制度を広めるために意見をお話ししたりはしてくださいとおっしゃってくださったので、何か言っちゃいけないという感覚が変わった気がします。

司会者：他の方がいかがですか。

経験者6：理解に関しては、よく話題に出ていたリーフレットの中に、割とそのあたり、漫画でも書いてましたし、そこら辺で、自分もちょっと仕事柄公務に接している関係で、言って良いこと、悪いことというところの情報に関する整理はつけるクセがあるので、そういったところで、ああここまで意外といいんだとかですね、ここはだめなんだとか、そのあたりの線引きしてやってみました。

F B S：皆さん担当された事件を審議する前に知っていた、マスコミ等で知っていた事件があった方はいらっしゃいますか。

司会者：選任手続きに来る前に、自分はこの事件かなとかいう心当たりがあった人とかはいない。

F B S：この事件かなとかじゃなくて、報道で知っていた事件だったとか。

司会者：実際に担当してみたら。

F B S：いらっしゃらないですね。仮に、今、大々的に報道されているような事件を担当するとなった場合、検察官の示す証拠に基づいて審議することというのはできそうですか。それともマスコミの報道が結構引っ張られそうですか。どうでしょうか。

司会者：毎日報道している事件がありますね。そういえば。その辺いかがですか。仮にの質問ですけど。何か最近神戸でやっている事件とか、NHKが再現ドラマとかでやっている、ああいう裁判員裁判を担当する際に、そういう番組見ちゃったりとか、報道している場合に、白紙の状態で公平性に臨めるかという質問だと思いますけど、いかがですか。仮にの質問なので、思ったとおりに言ってもらったら結構なんですけど。

裁判官：あるいはこういう聞き方どうなんですかね。今、例えば三鷹の女子高校生殺人事件がものすごく報道されていますよね。あんなふうに報道された場合、裁判員にとって迷惑なのかどうかという、そういう視点でもどうでしょうか。

経験者2：今は、報道を見ると、ためらいのメールを送ったとかですね、いろんなことが出ているけれども、結果的には、随分言われたけど、示された証拠について考えていくということだから、現実的にあるものだけで判断するしか、憶測になるときりが無いと思うんですよね。だから、そのために複数の人数で話し合っているわけだから、自分がもし少し偏りがあったとしても、そこでみんなで話し合うことによって、そのバランスが取れていくというところが話し合いの持つ意味ではないかと思うので、自分がもしそういう立場になったら、やっぱりできるだけ平常心というか、フラットというか、白紙というか、その状態に自分を追い込んでちゃんと話し合いに参加したいと思います。1回経験したからですね、こういうことが言えるような気がします。この前の話し合いで、そういうふうにみんなで話し合いができたので、もし2回目があるとしたらできると思います。

司会者：私が答える場合ではないんですけど、裁判員の方と終わるころに話しているとですね、実際に担当してみると、報道で見るイメージと事件とは実際は違うんだなということを今回知りましたみたいな意見が多かったりするんですけど、頷いていらっしゃる方が複数おられるので、そういったところでしょうか。経験された方はもうそれを御存じなので、今、2番さんがおっしゃたようなことだとは思いますが、これから担当される方等についてはどういうふうに思いますか。報道について。

経験者4：一番初め、恐らく選任をされたときに、私も説明をしていただいたように、裁判の中で検察官の方があげられた証拠が全てというか、そこで出

されたものが全てで、そこで判断するよにということをやほり言われたので、それに沿ってというか、外で聞いたことももちろんあるとは思うんですけれども、やはりその中で、そこで示されたものに沿って判断するということをきっちり説明をしていただければ、そういう話し合いができるんじゃないかなとは思います。私も一度経験したから、今、またそういう機会があったら、恐らくマスコミの方々の放送していることはそれとして聞いておくことができると思いますし、あくまでも裁判員裁判ということで分けて考えることができるんじゃないかなとは思います。一番初めに、そういう考え方というか、説明をしていただくことが非常に重要なんじゃないかなとは考えます。

司会者：逆に言うと、ちゃんと裁判所の方で説明しないといけないということなんですかね。そんなところでよろしいですか。すみません、私が答えてしまって申しわけないです。他の方いかがでしょうか。

読売新聞：1点質問させてください。1つ確認で、覚えていらっしやらなければでもいいんですけれども、皆さんが担当された事件の罪名だけでも教えていただきたいというのと、あと3番の方が、最初、被告人の方と住所が近所で、何かあとで被害があるかもしれない、心配だったというような発言があったんですけれども、何か、報復というか、そういうのを恐れているという趣旨なのか、何かそういう選任手続きでそういう主張されたのか、そこら辺を説明していただければと思います。

経験者3：お答えします。あとの質問ですけど、近所といっても何キロも離れてますが、職場からある程度近いので、たまたま会えば報復があるかなという心配はありましたが、裁判所の方の説明で、それは絶対ないからということで安心はしております。罪名はちょっと忘れまして。

司会者：1番の方は強制わいせつ致傷です。2番の方と3番の方は同じ事件だったんですが強盗致傷事件、4番の方も別な事件ですが強盗致傷事件、

5番の方は傷害致死事件、6番の方は殺人事件、7番の方は説明が難しいんですけども、起訴されたときは強盗致傷だったんですが、その後、訴因変更がされて、強盗致傷と強制わいせつ致傷になったんですが、最終的に判決で認定した罪名は強盗致傷だけになっているということで、非常に複雑なというか、ざっくりいうと強盗致傷ということで、いかがでしょうか。ちなみに、先ほどの家が近いとかいうのは、選任手続きでは特に話はされなかったんですね。

経験者3：家が近いというか、職場が。

司会者：選任手続きのときには、言われてないでしょう。

経験者3：たまたま会うかなという程度だったんですけど。

読売新聞：そういった不安は、審理の中、どういう段階で出てきたんですか。

経験者3：被告人の方の住所がわかったのが、もういつだったか忘れちゃったけど。

共同通信：今の質問に少し関係することなんですけど、先ほど3番の方、報復の可能性ということをおっしゃられたんですが、裁判員裁判の事件の中には、いわゆる暴力団が絡む事件とかというのも少なからずありまして、審理によってはそれが裁判員裁判から外れたりあるいは裁判員裁判になったりという判断が分かっているんですけど、そういった件、実際にも暴力団が絡むような事件を担当することになると言われたとき、率直にですけども、やりたいのか、それとも1回経験されているから、2回目さらにやりたいという方もいらっしゃるかもしれないんですけど、率直に感想をいただければと思ひまして。

経験者1：確かに迷います。不安です。しかしながら、事件の度合いがあると思うんですけども、そこでやっぱり、全部が全部受けられるかというところは正直言ってありますけれども、そんな感じですね。ほんと、暴力団、凶悪事件というのはやっぱり考えると思います。私はですね。

司会者：他の方も大体同じですか。

経験者5：私は、正直やりたくないと思っているんですけども、今、この裁判員の法廷での並びというんですかね、裁判長の上に皆さん顔を出されて並んでいるので、そういうのではやっぱりやりたくないですね。ただ、顔が隠れるとか、下の方で聞いてやるというのならやっても良いかなとは思いますが、要は、私、裁判員ですよとみんなに教えているようなものなので、そういう場面ではやっぱりやりたくないなと思います。

読売新聞：皆さん、お仕事との兼ね合いについて発言が多かったと思うんですけど、今、それぞれの職場の環境整備とか、理解というのはどういった形なんでしょうか。1番の方は会社を営まれているということなんですけども、そこら辺何か苦心されたこととか。

経験者1：苦心しましたね。今回、この会議に出るのも、やっぱり2カ月前からアナウンスはあったんですけども、ぜひ出ようと、僕はこういう場はやっぱり積極的にやろうと思ってましたので、その後からいろいろ日程が入ってきました、どうするかということで、優先順位をここに決めてやらせていただきました。それから、この次にこういう裁判員裁判に選任ということもあるかもわかりませんが、そこはやっぱり積極的に日程をあけていこうと思っています。

経験者4：私が勤めている会社は、裁判員裁判の制度ができた段階で、会社のほうで選ばれた際は必ずというか積極的に協力をするようにということで休暇を取れるような制度をつくりましたので、今回はそれを利用していただいて、上司の理解もきっちり得ることができました。参加ができるようにということで、私の会社の場合は有給休暇を使って休みを取得してもいいということで、制度が決まっておりますので、それを利用して参加をしました。会社では私がその制度を利用して一番初めの人間だったようで、すごくやはりこの休みの制度でいいのかどうなのかというところも聞かれたりしたんですけども、企業としてはそうい

う協力体制でやっていくというところです。

読売新聞：具体的な話ですが、これは何か証明する必要があるんですか。

経験者4：そうですね、やはり、まず選ばれるかどうか分からないので、選任の手続きに行った、あるということは、裁判所から来た通知書を提出して、招集されましたということで、行く申請を出して、その後、選任された場合は終了したときに証明書というか、そういうのをいただけるので、それを持って、終わりましたということを経験するという形です。

共同通信：それ、有給が使えるということなんですか、会社の制度として。

経験者4：そうですね、会社の制度としては、私の会社の場合は、通常、個人で持っている有給休暇プラスそれ用の有給をつけるという形で対応してます。

N H K：7番の方に質問させていただきたいんですけども、普段は被害者目線だけだったのが、裁判員を経験して、被告人のことを初めて考えることができたという、ちょっと具体的に教えていただけたらと思うんですけど、どういったことを話せる範囲で結構ですので、例えば、生い立ちだとか境遇だとかを聞いて、こういうことを考えたというのを教えていただけたらと思います。

経験者7：まず、自分が被告人の判決を決めるというか、考えるということで、そういうきっかけは普段家庭でテレビでニュースを見る上では全くそういう状況ではないので、こんなことされてかわいそうねとか、そういうことしかもう考えたことが今まではなかったもので、今回、裁判員裁判に携わることによって、被告人の、先ほど言われたように、生い立ちから親御さんが出てきているような話をされたのを聞いたりとか、そういう環境とかひっくるめていろいろなことを考えることができたのは、裁判員裁判に参加したからだと思います。普段、家にいたり、仕事をしたりしている中では、新聞やニュースでの報道で被告人側を考えることは余りないかなと思います。

司会者：長時間どうもお疲れ様でした。どうもありがとうございました。司会が下手で、何か評議を思い出して、なかなか意見が出なくて申しわけなかったような気がするんですけども、大変貴重な御意見をいただきました。では、きょうはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)